

議案第51号

長野山市有林条例の一部を改正する条例の制定について

長野山市有林条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年6月2日提出

新居浜市長 石川 勝行

長野山市有林条例の一部を改正する条例

長野山市有林条例（昭和38年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中

「

新居浜市船木字マタニ乙2番2	19,073
----------------	--------

」を

「

新居浜市船木字マタニ乙2番2	17,859
----------------	--------

」に、

「

新居浜市船木字マタニ乙2番9	361
新居浜市船木字上長野甲592番1	8,505
新居浜市船木字上長野甲664番3	1,586

」を

「

新居浜市船木字マタニ乙2番9	361
----------------	-----

」に、

「

計	6,360,209
---	-----------

」を

「

計	6,348,904
---	-----------

」に

改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

国道11号の防災工事に伴い、長野山市有林の一部を国道管理用地として売却し、面積に変更が生じたため、本案を提出する。